

沿岸域において太平洋クロマグロを採捕する漁業の再編整備に関する基本方針

元水管第 443 号
令和元年 8 月 5 日
農林水産事務次官依命通知

改正 2 水管第 2299 号
令和 3 年 6 月 14 日
3 水管第 847 号
令和 3 年 9 月 30 日

1 再編整備の指針

(1) 再編整備の基本的考え方

太平洋クロマグロ（以下「クロマグロ」という。）の資源量は過去最低水準付近にあることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）において、2015 年以降の管理措置として、30kg 未満のクロマグロの漁獲量を 2002-2004 年平均水準から半減させること及び 30kg 以上のクロマグロの漁獲量を 2002-2004 年平均水準から増加させないこと等の措置が合意された。我が国は、WCPFC における合意を踏まえ、クロマグロの資源管理に取り組んできており、2018 年からは海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）に基づく漁獲可能量（TAC）制度による管理を開始した。さらに 2020 年 12 月の漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、クロマグロを含む水産資源の管理は漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）に位置付けられたところである。

クロマグロは、全国的に様々な漁法で漁獲されており、他の魚種を目的とした操業を行っている漁業であっても、クロマグロの漁獲規制によって混獲を回避するために操業自粛等の休漁を強いられてしまう。今後、我が国の漁獲枠を確実に遵守していくためには、このような漁業者への負担を軽減させ、資源管理の実効性を高めることが必要であることから、混獲回避のための再編整備を実施することとする。

(2) 再編整備の対象

再編整備の対象となる漁業者は、沿岸域においてクロマグロを採捕する漁業者（クロマグロ以外の魚種を採捕することを目的としてクロマグロを採捕した漁業者も含む。以下同じ。）であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

ア 法第 60 条第 2 項に規定する定置漁業権を有する者

イ 法第 60 条第 2 項に規定する共同漁業権又は同条第 7 項に規定する入漁

権に基づき漁業を営む権利を有する者

ウ クロマグロを採捕することを目的とする漁業についての法第 57 条第 1 項若しくは第 119 条第 1 項若しくは第 2 項又は水産資源保護法（昭和 26 年法律第 312 号）第 4 条第 1 項の規定に基づく都道府県規則の許可を有する者

エ クロマグロを採捕することを目的とする漁業についての法第 120 条第 1 項又は第 121 条第 1 項の規定に基づく指示に定めるところにより、法第 134 条第 1 項に規定する漁業調整委員会の承認を受けている者

(3) 再編整備の実施期間

再編整備の終了年度は令和 4 年度とする。なお、WCPFC において管理措置が継続される場合は、実施期間の延長を検討することとする。

2 再編整備のために講ずる措置の基本的内容

(1) 措置の対象漁業者

混獲回避型休漁支援費交付金の交付を受けることができる者は、対象漁業者であって、次に掲げる要件をすべて満たすもの（水産庁長官が特に認めるものを含む。）とする。

ア 対象漁業者によって構成される漁業者グループであること。

イ クロマグロの混獲回避に係る取組を行っていること。

(2) 措置の内容

ア 一般社団法人大日本水産会は、(1) の者に対して、国際漁業等再編対策実施要綱（平成 2 年 3 月 26 日付け 2 水漁第 739 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）及び減船・休漁等支援促進事業実施要領（平成 31 年 2 月 7 日付け 30 水漁第 1298 号水産庁長官通知。以下「実施要領」という。）に基づき、混獲回避型休漁支援費交付金の交付等を行うものとする。

イ 一般社団法人大日本水産会は、以下の要件を満たすものと認める場合には、実施要領第 7 の 1 の (4) の交付決定を行うこととする。

(ア) 実施要領第 2 の 3 に基づき都道府県知事が作成した混獲回避のための休漁を行う場合の要件（以下「休漁要件」という。）に以下の事項が定められていること。

a 法第 14 条第 1 項の規定に基づく都道府県資源管理方針（以下「方針」という。）又は法第 124 条第 1 項の都道府県知事の認定を受けた協定（以下「協定」という。）に定める配分量の積み上がり状況（配分量の積み上がり状況は、方針又は協定に定める配分量の 7 割以上で設定）

- b 法第11条第1項の規定に基づく資源管理基本方針に定められる現在の管理期間（以下「管理期間」という。）における対象漁業者の漁獲量又は放流量（漁獲量又は放流量は、過去3年間の平均値以上で設定。）
 - c 1日あたりのクロマグロの採捕数量又は放流した数量
 - d 休漁を行う日数の上限（日数の上限は、第二種特定漁業の再編整備に関する実施計画に定められた休漁予定期間（クロマグロの混獲によって休漁を余儀なく強いられる可能性がある期間。以下「休漁予定期間」という。）の1割を超えない範囲で設定。）
 - e 休漁要件が満たされたことを確認する手段
- (イ) 実施要領別記様式第14号により、漁業者グループに所属する全ての漁業者の漁獲金額及び総漁獲日数が証明されていること。
- (ウ) クロマグロの混獲回避に係る取組を行っていることが別紙1により確認できること。
- (エ) 休漁予定期間は、水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知）第3の2-10の（3）のアの（ウ）のcの（a）に定める混獲回避取組支援（以下「混獲回避取組支援」という。）の取組期間と重複せず、3か月を超えない範囲で設定されていること。
- ウ 一般社団法人大日本水産会は、実施要領第7の2の（2）のア～エのほか、以下の要件を満たすものと認める場合には、実施要領第7の2の（2）の支払を行うこととする。
- (ア) 休漁要件を満たした上で、休漁を実施していること。なお、休漁要件を満たして休漁を行うことができる漁業者は、漁業者グループのうち休漁要件を満たした漁業者が所属する漁業協同組合等の漁業者のみとする。
- (イ) イの（ア）のdに定める休漁を行う日数の上限の期間内で休漁を実施した日数が証明されていること。
- (ウ) 休漁予定期間が設定された当該管理期間中に水揚げされたクロマグロの漁獲金額が証明されていること。なお、クロマグロの漁獲金額の証明については、別紙2に定めた様式で提出すること。
- (エ) 休漁予定期間内で休漁を実施していること。
- (3) 混獲回避型休漁支援費交付金の基準
混獲回避型休漁支援費交付金の額は、別紙3の算定方式により算定された額とする。
- (4) 違反漁業者等に対する取扱い
再編整備実施期間中に、一般社団法人大日本水産会は、対象漁業者が以下

に該当する場合には交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

ア 漁業に関する法令の違反、実施要綱若しくは実施要領に基づく処分又は指示に違反した場合

イ 再編整備に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不当な行為をした場合

附 則（令和 3 年 6 月 14 日付け 2 水管第 2299 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 6 月 14 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 3 年 9 月 30 日付け 3 水管第 847 号）

- 1 この通知は、令和 3 年 9 月 30 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。